

令和6年度
第3回札幌市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：2024年11月18日（月）10時開会
場 所：札幌市役所12階1～5号会議室

1. 開 会

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、令和6年度第3回札幌市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、皆様、お寒い中、また大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私、事務局を担当しております、子ども未来局子ども企画課長の二渡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に入ります前に、皆様に3点ご連絡をさせていただきます。

まず1点目でございますが、当会議の公開についてでございます。本会議は、札幌市情報公開条例第21条に基づき、公開で実施することとしており、本日は、会場に傍聴席を設けております。

2点目は、委員の皆様の出席状況についてでございます。本日、欠席の連絡を、加藤弘通委員、菊地委員、椎木委員、末岡委員、千葉委員、三好委員、藪委員よりいただいております。したがって、現段階の参加委員数は、オンライン参加者を含めまして29名中22名となっており、過半数を上回っておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

3点目に、本日の資料でございます。あらかじめ皆様にデータでお送りしているものと同様に、資料1から資料8までの8種類を机上に配付してございます。これらに加えて、委員の皆様から事前にいただいたご意見やご質問に関しまして、回答を記入したものを資料として別途お配りしてございます。資料の過不足等ございましたらお知らせください。

なお、事前意見に係る資料につきましては、改めてご説明はいたしませんので、それぞれ確認いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、本日オンライン参加で、林委員、前田委員がご出席をいただいております。林委員、前田委員におかれましては、ご意見、ご質問等ありましたら、Zoomのリアクションボタンから「手を挙げる」を選択していただけたら、事務局の方で指名いたしますので、ミュートを外してご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、子ども未来局長の佐藤より、皆様へご報告がございます。

○事務局（佐藤子ども未来局長） 皆さんおはようございます。札幌市子ども未来局長の佐藤でございます。

子ども・子育て会議の委員の皆様に、急遽ご報告をさせていただきたく、冒頭、少しだけお時間を頂戴したいと思います。

既に報道もなされておりますが、去る10月23日、札幌市内の認可保育施設において、誤嚥による死亡事故が発生いたしました。亡くなられたお子様のご冥福をお祈りする

とともに、ご遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。

決してあってはならぬ重大な事故が起きてしまったこと、札幌市の保育行政を担う市といたしまして、大変重く受け止めており、二度と起きることがないように十分検証し、子どもの安全確保に全力で取り組んでいきたいと考えております。

詳細については、この後、担当の部長の方からご説明をさせていただきます。

私からは以上です。

○事務局（渡邊支援制度担当部長） 支援制度担当部長の渡邊でございます。私からも謹んでお悔やみを申し上げます。

それでは座って、今回の事故の概要につきましてご説明をさせていただきます。

今回の事故につきましては、10月23日水曜日、株式会社アイグラン、これは広島市に本社がある会社でございます。が設置している認可保育施設「アイグラン保育園拓北」におきまして、0歳児クラスの1歳1か月の男子児童が、保育士が1対1で児童に食事介助をしながらの給食中に、食べ物を喉に詰まらせ、園での救命措置と並行して119番通報し、病院に搬送されるも搬送先で死亡が確認されたものでございます。

現在、事故の詳細につきまして、警察において捜査が進められております。また、札幌市におきましても、事故発生前後における保育の実施、給食の調理や提供に関しまして、その内容を明らかにするとともに、施設における対応が関係法令等に従っていたか、こういったことを確認するため、現在、特別指導監査という形で調査を実施しているところでございます。

二度とこのような事態が起きないように、十分に検証し、なぜこのような事故が起こってしまったのか、どうして児童の命を救えなかったのか、しっかりと原因の究明や検証を行ってまいります。

具体的な検証組織等については、この後、説明をさせていただきます。

このような悲劇が二度と起こることのないよう、市としての再発防止に全力で取り組んでまいります。

○事務局（二渡子ども企画課長） なお、今回の事案の検証に関しましては、今後、外部の委員で構成する検証委員会を設置し、再発防止策を検討してまいります。

平成28年、国から「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」という通知が発出されておりました。札幌市では、当子ども・子育て会議児童福祉部会を検証組織として位置づけております。

今後、具体的な検証につきましては、児童福祉部会に検証ワーキンググループを設置して進めていく予定でございます。そのため、児童福祉部会の委員の皆様には、改めてこの検証に関してご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま事務局からの説明につきまして、まず、ご意見、ご質問ございましたらこの場でお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

先ほど局長、部長からお話がございましたとおり、今回の事案に関しまして、札幌市として非常に重く受け止めてございます。検証につきましては、児童福祉部会の皆様中心に今後検証していただくということになりますけれども、私どもも重く受け止めながら、こちらを進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の方に移らせていただきます。

それでは、ここからは藤原会長に議事進行をお願いいたします。藤原会長よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○藤原会長 皆様、おはようございます。オンラインの皆様も聞こえていますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは早速、議事の方に移りたいと思います。

本日の議事は、お手元にも資料があると思いますが、「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランの計画案について」となっております。

それでは、早速ですが、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プランの計画案について、ご説明をさせていただきます。

初めに、計画名称につきましてでございますが、これまで「（仮称）第5次さっぽろ子ども未来プラン」と表記してございましたけれども、ここにおきまして、名称につきましては、「第5次さっぽろ子ども未来プラン」ということで決定したいと考えてございますので、ご了承願います。

では、続きまして、資料の説明に移らせていただきます。説明につきましては、基本的に、資料の1「第2回子ども・子育て会議以降の素案修正内容等」に基づいて行いまして、必要に応じ、資料3「計画案」についてもご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料の1をご覧ください。前回9月19日の本会議におきまして、プランの素案を皆様にお示ししたところでございますが、同会議及び9月12日に開催いたしました子どもの権利委員会での議論を踏まえて修正を行いますとともに、札幌市内部での検討に基づき、内容を追加いたしました。資料1ではその修正内容について記載してございますので、ご説明をさせていただきます。

それでは、1ページをご覧ください。前回会議におきまして、「前計画の総括内に人材の確保と定着、育成の問題について記載してはどうか」というご意見をいただきました。また、子どもの権利委員会で「前計画の基本目標ごとに、成果指標の実績値への評価と課題を記載するべきではないか」というご意見をいただいたところでございます。

このいただいたご指摘の内容を踏まえまして、②修正内容に記載のとおり、それぞれの視点を「前計画の総括」に追加いたしました。加えて、第2章の3「前計画及び調査結果

等を踏まえた課題と取組の方向性」の部分につきましても、人材確保等に関する内容を盛り込みさせていただいたところでございます。

こちら、具体的な記載の内容につきましては、資料の 3、19 ページをご覧ください。こちらに「前計画の総括」といたしまして、基本目標 1 から 4 の成果指標におきまして、主に当初値より減少しているものに関し、その要因等を鑑み評価をしてございます。また、下から二つ目の段落内におきまして、人材確保や育成に関わる視点を追加してございます。

加えて、資料の 3、50 ページをご覧ください。こちら、方向性 2 の一番下の四角になりますが、各分野の人材確保及び育成に取り組んでいくことを追加してございます。

それでは、資料 1 にお戻りいただきまして、2 ページをご覧ください。前回の本会議におきまして、いじめの早期発見のために、学校や教育委員会だけでなく、市全体で考えていくことが大切であるとのご意見をいただきました。

委員からいただいたご意見につきましては、いじめ対策だけにとどまらず、本計画の基本理念である「子ども・若者の権利を尊重し、子どもと若者の輝きが全ての市民を笑顔で結ぶまち」を実現するため、重要な意見であると受け止めております。そのため、本計画の通底理念である子どもの権利について記載している「基本目標 1 子どもの権利の推進とライフステージを通じた環境の充実－基本施策 1 子どもの権利を大切にする社会に向けた取組」に追加いたしました。

こちらの具体的内容につきましては、資料の 3、64 ページをご覧ください。こちらの 3 段落目になります。「子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、社会全体で子どもを育むことが必要である」という文言を追加してございます。

ではまた、資料の 1、3 ページにお戻りください。次の意見といたしまして、子どもの権利委員会におきまして、「各施策と SDG s の項目の関係が不明瞭であり工夫が必要である」とのご意見をいただきました。

ご指摘のとおり、素案では第 1 章に SDG s の項目一覧を掲載してございましたが、その後の第 4 章の各施策とのつながりが分かりづらい構成となっておりましたので、第 4 章、基本目標 1 から 3 の各基本施策に SDG s の関連項目を記載することといたしました。

こちらの具体的な内容につきましては、資料の 3、7 ページをご覧ください。一番上、「札幌市に関連する計画との関係」に、「SDG s の視点と本計画の関わりについて」の説明を追加してございます。

また、64 ページをご覧ください。第 4 章、基本目標 1、基本施策 1 の部分でございますけれども、こちらの説明文の下に、SDG s の関連項目を明記してございます。また、これ以降の各基本施策についても、同様に関連する SDG s の項目を追加しております。

続きまして、市役所内部での検討に基づく主な変更項目についてご説明をさせていただきます。資料の 1、4 ページをご覧ください。今回のプランの改定に当たりまして、子ど

も・若者の声を市政に反映させるため、１８歳から３９歳の市民を対象とした若者意識調査の結果を新たに掲載いたしました。

また、第２章、３「前計画及び調査結果を踏まえた課題と取組の方向性」に、若者意識調査の結果を踏まえた課題と取組について、方向性１と方向性２に追記をいたしました。

こちら、具体的な内容につきましては、資料の３、２８ページをご覧ください。こちらに、２８ページから３１ページにかけまして、若者意識調査の結果を記載してございます。

また、これらの調査結果を踏まえまして、同じ資料の３、４９ページをご覧ください。こちら、方向性１の一つ目の四角、３行目後段以降になりますけれども、若者が札幌市に求める将来像を踏まえた内容を追記してございます。

また、上から三つ目の四角、多くの若者が札幌市政について伝えたい意見があると答えた一方で、伝える機会がないとの回答が多かったことを踏まえまして、インターネット等を活用した意見表明しやすい取組を推進する旨を掲載してございます。

また、その下の四つ目の四角、相談者がいない若者も一定数いることを踏まえまして、子ども・若者が安心して相談できる体制づくりが求められる旨を記載してございます。

最後に５０ページ、方向性２の下から二つ目の四角、社会とのつながりや居場所がないと答える若者が一定数いるという現状を踏まえまして、必要な取組について記載をしてございます。

若者意識調査につきましては、以上でございます。

ではまた、資料の１にお戻りいただきまして、５ページをご覧ください。こちらは、皆様に事前の資料送付させていただいた後に変更した部分になります。本日お配りする資料で初めてお示ししてございますので、ご確認いただければと思います。

計画全体の成果指標についてでございますけれども、こちら、前回お示しした素案では「「子どもまんなか社会の実現に向かっていく」と思う人の割合」ということで成果指標を示させていただいたところでございますけれども、その後、庁内検討等を踏まえまして、本計画が目指す基本理念をより分かりやすく伝えられるよう、「子どもが大切にされている社会だ」と思う人の割合」という成果指標に変更したいと考えてございます。また、本指標をはかる対象を「大人」「子ども」と明示いたしました。追加した内容につきましては、資料下の「追加内容」に書かれている赤字部分になりますので、ご確認をお願いいたします。

続きまして、資料の１、６ページをご覧ください。こちらは第６章、ひとり親家庭等自立促進計画に関するところでございます。こちらにつきましては、前計画の実施状況に関する評価について追記してございます。

こちら具体的な内容につきましては、資料の３、１３５ページになります。こちらのページ以降におきまして、前計画の成果指標の達成状況や、基本目標ごとの主な取組結果について評価し、１３９ページで前計画の総括を行っております。

続きまして、また資料の1にお戻りください。7ページになります。次期プランに関連する項目について、コラムを今回から追記してございます。

このうち、第2章になりますけれども、子ども・若者の意見表明や市政への反映の取組の一環として、子どもが考える「子どもにやさしいまち」について、中高生で構成する「さっぽろティーンズ委員会」が提言する内容を掲載いたしました。なお、こちらの内容は、事前の資料送付時点にはまだ作成中であったため記載しておりませんでしたけれども、本日お配りしている資料にはその内容を記載してございます。

また、第4章になりますが、「ミニさっぽろ」について紹介するコラムを掲載してございます。ミニさっぽろは、子どもたちが社会の仕組みを学ぶ体験機会を提供するため、職業体験プログラムの企画から実施に至るまで、協賛・出展企業の皆様に協力を得て実施しているイベントでございます。まさに「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組でありますことから、今回掲載をいたしました。

それぞれコラムの内容につきましては、資料1の方に資料3の掲載ページを記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上が、主な変更内容になります。

また、あわせまして、最後になりますが、資料の1、8ページをご覧ください。計画に掲載する主な事業でございます。こちらにつきましては、次期プランに盛り込む事業のうち、札幌市のまちづくりの中期実施計画である「アクションプラン2023」、こちらにおいて、新規または強化・拡充となった主な取組につきまして、各基本目標の基本施策ごとに抜粋して掲載をしたものでございます。

資料3の計画案には、こちらで紹介した事業以外にも、関係部局が実施する次期計画の基本理念の達成に資する事業につきまして掲載してございますので、後ほど、こちら資料の3をご確認いただければと思います。

また、今後、本市が実施する事業の中におきまして、プランの基本目標の達成に資する新たな事業がある場合には、順次追加をいたしまして、毎年度の進行管理におきまして、皆様にお示ししたいと考えてございます。

資料の1から3の説明については以上でございます。

それでは引き続き、資料の4に基づきまして、第5次プランに定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画、こちら追記事業についてご説明をさせていただきます。

こちら、需給計画につきましては、前回の会議においてもご説明をさせていただいたところでございますけれども、その後、10月10日付で子ども家庭庁から、令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた三つの事業につきまして、その量の見込み等の算出方法が示されました。そのため、この三つの事業につきまして、量の見込み及び確保方策についてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、1ページをご覧ください。一つ目は、利用者支援に関する事業のうち、「妊婦等包括相談支援事業型」についてでございます。こちらは、現在実施している伴走型相談支援事業が法定化されまして、妊婦等包括相談支援事業として子ども・子育て支援法に位置づけられ、令和7年度より開始する事業になります。

妊婦等包括相談支援事業につきましては、国手引におきましては、妊娠届出数に1人当たりの面談回数を乗ずることにより相談支援のニーズ量を見込むこととされており、妊娠届出時、妊娠中期、出産後、少なくとも1人当たり3回の面談を行いますため、妊娠届出数に3を乗じた数をニーズ量として見込んでおります。

また、供給量におきましては、ニーズ量と同数としてございます。こちらにつきましては、各区保健センターにおきまして、面談の実施に必要な人員を配置しているほか、妊娠中と産後の家庭訪問業務の一部を委託することで、ニーズ量に応じた供給を確保しているものでございます。

次、2ページをご覧ください。二つ目の事業は、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」についてでございます。令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施し、令和8年度以降、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国で実施する予定になっているものでございます。

量の見込みについては、国の算出方法を基に令和6年度の試行的事業の利用実績を踏まえて算出しており、確保方策についても同じ量を見込んでおります。なお、当初皆様にお示した資料では、1か月当たりの数値で表記をさせていただいておりましたけれども、本日の資料では、ほかの事業に合わせ、1年分の確保量及び見込み量という表記に修正をしております。本事業は現在、試行的事業を実施して間もない段階でもございますため、令和7年度以降の事業実施状況を踏まえまして、引き続き正確なニーズ量の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。三つ目は、「産後ケア事業」になります。国の手引では、推計の産婦数に利用見込みの割合を乗じ、そこに平均利用日数を乗じた数を量の見込みとするよう示されております。

推計産婦数につきましては、0歳児推計人口と同数としてございます。また、利用見込み産婦割合と平均利用日数は、札幌市の利用実績と政令指定都市の平均を基に算出をしております。

ここ数年、産後ケアの利用ニーズは非常に高まっており、利用者数は大幅に伸びておりますが、全ての産婦がこの事業を必ず利用するということではないため、ニーズ量は令和9年度で一度横ばいになるという想定をしております。

供給量につきましては、助産所や医療機関の空きベッドを活用して実施する事業でございますので、決まった定員数はなく、各施設の今年度の受入実績を基に算出したものになってございます。

利用を必要とする人が確実に利用できるよう受け皿を増やしているところでございます

が、助産所や産科医療機関の数には限りがあるため、一定程度拡大した後に横ばいになることを想定してございます。

資料４の説明については以上でございます。

では、最後に、今後のスケジュールについて、併せてご説明をさせていただきます。

まず、計画案につきましては、本日の会議のご意見、ご指摘を踏まえて修正した後、この後１１月から１２月にかけて、市役所の庁内での検討をさらに進めてまいります。なお、庁内での検討の結果、必要のあった修正については、事務局の判断で行いますので、あらかじめご了承願います。

その後、本市議会での報告、審議を経まして、予定では来年２月以降、パブリックコメント、また、子どもを対象としたキッズコメントを実施してまいります。そして、このパブリックコメント等での意見を踏まえた修正を行い、来年３月の下旬頃、再度、本札幌市子ども・子育て会議を開催いたしまして、パブリックコメントの結果報告を行い、年度内にプランを策定することとしてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○藤原会長 どうもありがとうございました。

本日は、この「仮称」が取れた「第５次さっぽろ子ども未来プラン」の計画案を、より精度の高いものにしていくということで、今、スケジュールのご説明もありましたけれども、本日の会議において、今日は、主として資料１の中での主な変更内容についての議論ができればと考えております。

資料４の説明を行われておりますけれども、今日のこの資料１、そして資料４、今回の資料３もございますけれども、皆様の中でご質問、あるいはご意見がありましたら、どこからでも結構ですのでお願いいたします。

川内委員お願いいたします。

○川内委員 川内です。よろしくお願いします。

資料４の需給計画に関連してなのですけれども、産後ケア事業なのですけれども、ちょっと私が勉強不足なのかもしれないのですが、この事業があるということを、妊婦さんなり褥婦さんなりに周知はどのようにされているか、そのことを確認したいと思います。札幌市内の妊婦さんであっても、私の知り合いでも、こういうものがあるということを知らないという方もまだいらっしゃるようで、その辺の周知というものが確実に行われる方がいいのかなということで質問、確認したいと思います。

あともう一つお聞きしたいのが、妊婦等包括相談支援事業の確保方策の考え方ということなのですけれども、事業の内容の一部は委託ということなのですけれども、こちらはどのような方というか団体に委託をされているのかということをお教えいただきたいです。

あと計画、今後のスケジュールの中で、子どもパブリックコメントという話があったのですけれども、大分前にもパブリックコメントに関してちょっと言ったことを思い出した

のですが、このコメントを取る対象の子どもたちというのは、どのような子どもたちなのだろうかということをお聞きしたいです。

○藤原会長 ご質問ありがとうございます。3点にわたりました。まず、資料4の方の産後ケアの周知方法からコメントいただいてよろしいですか。

○事務局（石川母子保健担当課長） ご質問ありがとうございます。母子保健担当課長の石川と申します。

まず一つ目の産後ケアにつきましては、札幌市の場合は、特に、不安が強いとか、病気があるとか、そういうことにこだわらず、どのような方も利用してくださいということをお勧めしております。

周知のタイミングとしましては、まず母子手帳をお渡しするときに、全ての妊婦さんに対して、産後このような事業がありますよということを周知しております。そして、あわせて、赤ちゃんが生まれた後、生まれましたら4か月までのお子さん全員のお宅に家庭訪問させていただいています。そのときに、全てのお子さんとお母様に対して、産後ケア事業があるから、例えば、今疲れているだとか、授乳の仕方が困っているんだよというようなお話があった方に特に、利用してはいかがですかとお勧めしているところです。

ただ、委員がおっしゃるように、まだ知られていないというところが実情でして、今後私たちも多くの皆様が利用しやすいように、今年の10月から訪問型というものも取り入れましたので、より一層周知に努めていきたいと思っています。

そして2点目が、妊婦等包括相談支援事業についてでございます。この委託というところにつきましては、恐らく新生児訪問、赤ちゃん訪問のところの委託という意味でご覧いただいたと思うのですが、お生まれになったお子さんのお宅に赤ちゃん訪問をしております、そのときの訪問する職員を委託しております。赤ちゃん全員、年間約1万人の方が生まれるものですから、委託訪問指導員という者と契約をしております、全てのお子さんのお宅にお伺いしております。

訪問指導員という者が、助産師や看護師、保健師などの免許を有する方たちで、約80名の者と委託契約を結んでいるというところでございます。

以上でございます。

○藤原会長 では、スケジュールの方でお願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 3点目の子ども向けのパブリックコメントにつきまして、私の方から説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、そもそもこちらのプランにつきましては、特に子ども・若者の意見を取り入れながらということ念頭に置きながら策定をしているものでございますので、こちらのパブリックコメントにおきましても、広く小中学生を中心にコメントいただけるように検討してまいりたいと考えてございます。

具体的な方策につきまして、これから検討を進めてまいりたいと考えてございますので、より広くこの意見を取り入れられるよう、我々の事務局としても検討してまいりたい

と考えてございますので。

以上でございます。

○藤原会長 川内委員よろしいですか。

○川内委員 ありがとうございます。ぜひ、不登校のお子様であったり、病気を持っているお子様など、いろいろな立場にいる若者、子どもがいますので、そういった方を対象にということで、意見集約をお願いいたします。

○事務局（二渡子ども企画課長） 承知しました。ありがとうございます。

○藤原会長 それでは、天野委員お願いします。

○天野委員 資料4の3ページの産後ケア事業に関してなのですが、病院の空きベッドを利用して拡大していくという形なのですが、今なかなか普及していない課題自体があると思うのです。この拡大に関して、空きベッドを簡単にすぐ産後の方を入れてという場合の安全に実施するためには、それ相当の病院側の準備、施設的なものが産後ケア用になっていない、通常の入院患者さんが入っているようなベッドに産後ケアで実施するような母子を入れるというのは、資金源だったりとか、安全に関する面だったりとか、いろいろ準備が必要と思うのですけれども、そういう面での開始する施設での支援とか確保のために、どういうふう to 実施していくかという具体的な面があれば教えていただきたいと思うのですけれども。

○藤原会長 ありがとうございます。

産後ケアについて引き続きお願いしていいですか。

○事務局（石川母子保健担当課長） 母子保健担当の石川です。ご質問ありがとうございます。

今、医療機関さんもお産がどんどん減ってきていて、お産が減ったところの病院さんの経営という言葉を出すと少し違うかもしれないのですが、病院さんの今後の道の一つの選択肢として産後ケアというものがございます。医療機関の方がいろいろな工夫をして、安全な、例えば、赤ちゃんが動くときに事故予防だとか、そういうところの配慮をされているのですけれども、どのような工夫をすればいいのかというのは、開始をしたいという医療機関の方に対して、私たちから助言やアドバイスをさせていただいております。

ですので、多分、委員のご質問の内容というのは、何か助成をしていますかという意味合いのご質問だと受け止めたのですけれども、資金の助成ということでは行っておりませんで、安全面の確保についての助言、アドバイスをさせていただいているというところでございます。

○藤原会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

林委員が挙手されているので、どちらでも大丈夫ですが。

では、先に林委員お願いしていいですか。

○林委員 私も産後ケア事業、初めて説明を受けまして、やっぱり川内さんのおっしゃるように、どれだけ周知されているのかなというのが心配になりましたのと、それから、確

保方策の考え方として、令和9年度からは一定にされているのですけれども、これを拝見すると、周知が進めばニーズ量はもっと増えていくのではないかなと率直に思うのですね。なので、その後は一定程度というふうな確保方策の考え方に不安があるなと思いましたのと、一方で、周知されて、こういうところがあったらありがたい、使いたいと思ってつながってくるご家庭が増えるなと考えられる一方で、積極的に相談しづらいマインドの方々、やっぱり困難を抱えていれば抱えているほど、よそに知られたくないという思いが相談につながりにくいという今の現状としてあるので、そこら辺は、子どもの権利としての周知ですとか、そういった社会全体の空気を変えていく、この皆様方の取組の中で一定程度、相談していいんだよ、誰でもできるんだよということを進めていきながらも、やっぱり困難であればあるほど公的な相談機関につながりづらいという現実があって、本当に必要な人ほどこぼれ落ちるということも忘れてはならないのかなと思いますので、その辺への対策などが考えられているのかどうかということをお聞きしたかったなと思いました。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、お願いいたします。

○事務局（石川母子保健担当課長） ご質問ありがとうございます。

まず、供給量につきましては、私たちもまだちょっと先が見えないというのが正直なところで、もちろん一旦の計画として出しておりますけれども、ニーズに合わせて供給量は随時その都度評価して考えたいと思っております。

そして、もう1点の困難な方ということ、本当にたくさんいらっしゃいます。妊婦さんから出産後の方たちまで、様々な不安を抱えている方たちに、私たち保健師職ですけれども、行政でもたくさん関わっています。

今回の産後ケアというのは、そういう方たちを支えるメニューの一つでございまして、もしこのメニューを使わない方たち、もしくは、使いたくないという方たちで不安を抱えているような方につきましては、これまでどおり行政の保健師が一人一人きめ細かく、その方の要望に応じたご相談を受けていきたいと思っています。その中で産後ケアというものがありますよと、個別にお勧めするというのが一番よいかと思っています。

○藤原会長 林委員よろしいでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。あらゆる多様な支援策で取りこぼしのないようにということをやっているのだなと捉えました。ありがとうございます。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、引き続きお願いしたいと思いますが。

北川委員どうぞ。

○北川委員 札幌市としてもいろいろな新たな施策で積極的に取り組んでいるということが分かって、うれしいと思います。

今の産後ケアなどとも関係ありますが、私も質問の4番目にさせていただいているのですけれども、今の質問の方と同じように、困難を抱えた妊婦さんの支援というところでは、国の方では、妊産婦等生活援助事業というのが新たにできていまして、困難を抱えたというところでは、ご回答がこれからいろいろ前向きに検討していくということで大変うれしく思っておりますけれども、母子保健とともに、この部分は児童相談所も含めて一緒に検討していくところなのかどうかというところと、その困難を抱えた妊婦さんの支援というところでは、今後、母子支援施設との関係などが出てくると思うのですけれども、その辺を教えていただけたらうれしいです。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、これに関しては、児相の方からお答えいただけてよろしいですか。

○事務局（笹谷地域連携課長） ご意見ありがとうございます。児童相談所地域連携課の笹谷と申します。

妊産婦等の支援については、今年度から母子保健分野の方が子ども未来局に統合されたことがあって、引き続きやり取りを、評価しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○事務局（加藤子育て支援課長） 私、子育て支援課長の加藤でございます。

北川委員から、最後、母子支援施設のことをおっしゃっていただきました。母子生活支援施設を担当しております。

困難女性支援法などが出来上がったのが、若年困難妊婦支援ですね、生活援助事業等、国の事業のご紹介をいただきました。これについては、前にいただいているご質問に対しても母子保健担当の方から回答を差し上げているところでございますけれども、母子生活支援施設においては、母子家庭の方、経済的困難を抱えていたりですとか、いろいろとDV被害を受けていたりだとか、そういった方々、生活に支援が必要な方々を受け入れている児童福祉施設になってございます。こうした施設においても、妊娠期から継続的に母子共に生活をしていける場として想定される部分がございますので、国の生活援助事業そのものをそういう形で実施するかどうかということも検討しているところでございますけれども、いずれにしましても、支援が必要となる妊婦の方々の支援を母子生活支援施設でも行っていけないか、どういう形で行っていけるかどうかということを検討しているところでございますので、引き続きご助言などをいただければと思っております。ご質問ありがとうございました。

○北川委員 ありがとうございます。

○藤原会長 よろしいですか。

それでは、引き続き、大変失礼いたしました。お願いします。

○五十鈴委員 五十鈴でございます。

資料1の項目2のところで、「いじめについて、札幌市民全員で取り組んでいく」という文言を入れていただいて、とてもうれしく感じております。

そのいじめのことにに関してなのですけれども、資料1の8ページ目、いじめ防止対策事業のところで、子どもへのアンケート調査ということが載っております。先週ですか、全学的に子どもたちにタブレットを使ってのいじめアンケートを行っていると思います。私もちょっと関わっている都合上、アンケートの内容までは詳しく分からないのですが、保護者さんから、かなり詳しく項目があるのだけれども、五つぐらいをポチポチポチと「そう思う」「思わない」のような感じで、それをぽんぽんぽんと押すような形なので、子どもたちあまり考えないで押してしまうんだよね、これで本当にちゃんとアンケートを取れるのかなだとか、そういう不安の声も実際聞こえてきてはおります。多分その学校学校でそれをまとめて、先生たちが子どもと聞き取りをしたりいろいろお話をしながらやっていくのだと思うのですが、札幌市全体としてそのアンケートの結果ですね、市民の方にもしっかり教えていただくことになるのでしょうかということと、アンケートがかなり前年度までと変わってきているということをお聞きしているので、お答えできる範囲でよろしいのですが、どういうふうに変ったのかをちょっと知りたいなと思っておりました。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

いじめアンケートのやり方が変わったり、内容も変わったりということと、その結果を市民には周知することができるかどうかということについてお願いします。

○事務局（末原児童生徒担当課長） ご質問ありがとうございます。教育委員会児童生徒担当課長の末原でございます。

今お話にありました、子どもの悩みやいじめに関するアンケートというものは、札幌市としては独自にこの数年ずっと実施してきたものにございます。これまでペーパーでやっていたものなのですが、これを今年度から、1人1台端末を用いて、こちらの方で把握しようと努めているところでございます。

これにつきましては、昨年度までは紙だったのですが、現在、子どもたちが学習の中において、非常に1人1台端末を利用する機会が増えてきて、操作に慣れていること、それから Google フォームみたいなアンケートに、小学校も中学校も随分子どもたちが慣れてきておりまして、一概にポチポチと押すという作業ではなく、アンケートそのものが慣れてきているという判断の下、今回は1人1台端末を用いた悩みやいじめのアンケートというものに取り組んだところでございます。

この悩みやいじめのアンケートを1人1台端末のこういったもので行うに当たりましては、一つのアプリを共有して使っておりまして、これは一会社の方をお願いしまして、現在は「心の健康観察」アプリというものを毎日、小学校、中学校、そして市立高等学校でも実施しているところでございます。ふだん入力している毎日の健康観察に加えて、心の健康状況を確認できるようなアプリになっておりまして、こちらの方を全市に導入して、子どもたち本人が気がつかない心の健康状況について、アプリを用いて、早期に教職員が

共有しながら、複数で確認できるような仕組みを整えているところでございます。

このアプリにもともと、そういった命の何か悩みを抱えている場合では、早期に救うために、本来デフォルトで設定されておりますアンケートは幾つかありまして、これが本市のアンケートとプラスされまして、今年度ちょっと項目が多くなっているところは事実でございます。昨年度用いていたペーパーでのアンケートの内容に比べて、さらに細かくいじめの状況だったりとか悩みの状況を聞き取るというような、さらに精度を上げたものに取り組んでいるところでございます。

ただ、ちょっと量が多いのではないかとというご指摘もありますので、今後は業者とも相談しながら、内容についてはよりよいものに一層整理していきたいと考えているところでございます。このような変化が昨年度についてでございます。

2点目の、これが市民に理解できるかというところにつきましては、いじめの件数だとかそういったものについては、国の調査が実施されておりまして、国の調査を用いて公表していこうと思っているところでございます。今やっているアンケートについては、一人一人がどのような悩みを抱えていて、その子にどのようなケアが必要かという、その子を救うためのものですので、家庭とよく相談しながら、家庭の状況を共有しながら、先生方で一人でも悩みを抱えている子どもを救おうという、そういうために利用しているものですので、この件数については、別の調査の文部科学省の問題行動等調査でお示しすることでご理解いただければと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

五十鈴委員よろしいですか。

○五十鈴委員 ありがとうございます。

○藤原会長 それでは、質問、意見お願いします。

○箭原委員 札幌連の箭原です。こんにちは。よろしくお願いします。

何か今日、産後事業のことが結構多くなってしまうのですが、初めて聞いたものですから聞きます。

妊産婦等生活援助事業の活用についても検討を進めているところですと未来局の方にもご回答いただいておりますけれども、先ほど石川さんからもおっしゃっていただき、赤ちゃん訪問とか回数を増やすし、訪問指導80名ほどいると。でも、それは毎月行くわけではなくて、1回に1人の方となりますと、やっぱり人数と、それから予算と。でも、結構難しくて、昔というか、札幌市で詩梨ちゃん事件ありましたよね。あのときに、保育園さんもすごく手をかけてじゃないですけども、見守っていたのですね。でも、お母さんとの関係性をつくるのに、2か月、3か月ではやっぱり無理だという結論が結構出ていました。当時のときもそうですね、そういうのがありました。そういうので、できれば、この妊産婦等生活援助事業の中で、毎月訪問できるような、0歳児だけでもいいのですね。生まれてすぐからずっと。それで、1年間でその来てくれる人との関係性をつくれるような、そういう事業ができないかなと思っております。高齢者の場合は、民生委員さんが、

70歳以上の方で毎月訪問をする方とか、そういうのをついたりしていますよね。そんな感じで妊産婦さん、0歳児だけでもいいのですよね、1年間ずっと毎月行って、お母さんとの関係性をつくって、子どもを、それこそ札幌市全部で見守るというような事業が構築できないかなと私はつくづく思っております。

明石市さんは、0歳児のところは、おむつとか買う物を、その家庭に幾らまで1か月使えるというのをやって、それをお届けに行き、お母さん元気、お子さん元気という見守りを1年やっているというのがありますので、できないことではないかなと。その辺を札幌市さんとして考えていただけるととてもありがたいと思っています。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

ご要望も含まれていますが、コメントがありましたらお願いします。

○事務局（石川母子保健担当課長） ご意見ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今ほかの市町村でも、1歳児までのお子さんのいろいろな支援というのを、いろいろな策が今出てきているところです。私たちのところでも、例えば今、保健師と言いましたけれども、保健師以外にもいろいろな事業、例えばボランティアさんが行くような事業もありますし、あと人によっては訪問看護をお願いするような人もいたりして、行政だけではなく、つながりのある方たちをいろいろとネットワークをつくりながら、一人の方に本当に毎月のように関わっているという方は確かに今もいらっしゃいますので、何かそういう仕組みができるように今後も努めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、ご質問、ご意見、引き続きお願いいたします。

馬場委員どうぞ。

○馬場委員 馬場でございます。

二つありまして、まず、資料4の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画のところですね。量の見込み、供給量とか、幾つかあるのですが、その中に、「0歳児推計人口の推移を参考に」というようなところが出てきます。それで0歳児の人口というのが、大体どのくらいなのかが、この表にはどこにも載ってなくて、それをいろいろ計算するとプラン計画の期間には、これだけの需要なり供給がある、必要だろうと書かれてあるのですが、調べれば分かると思うのですが、0歳児推計人口というのは、札幌市の場合、令和7年以降ですか、どのくらいなのかということを書いていただいた方が分かりやすいというのかな。7年から11年にかけてどんどん減っているということは、0歳児は少なくなっているということだと思えるのです。これは子どもの人数が少なくなっている現状を表していると思うのですが、札幌市のこの会議での議題とはまた違うと思いますけれども、私たちがこれから子どもを将来に向かってど

んなふうに出ていけばなということの前提として、こんなふうに減っているのだということをお私達も認識したいなと思いますので。そんなに量として大変な量にはならないと思いますので、その辺、ぜひお願いしたいなと思います。

それから、いじめのアンケートのことについて、先ほどご質問ありましたけれども、いじめのアンケートはいろいろな角度から、いろいろなアンケートがなされていると思います。心と健康のチェックだとか、そういうアンケートもあれば、いじめそのものに関するアンケートを出されていると思うのですね。そういうアンケートを、この目的によってアンケートがどこでどんなふうに集約されて、それをどんなふうに活用されているのか。ばらばらにするとあまり意味がないと思うのですね。ということになると、どこかでそれを集約する必要がある。端的に言うと、それが学校現場にどんなふうに戻元されていくのか。おたくの学校ではこんなふうなアンケートの集約が出てきていますよということになると、そこでいじめのいろいろな現象が起きているのかなと思うのですね。そういうこともきちんと把握するツールにもなると思いますので、その辺は、市の方でどんなふうにお考えになっているのかなと思ひまして質問させていただきます。

○藤原会長 ありがとうございます。まず、1点目の方の質問は、資料4の方で、次期プラン計画の中の算定なのですが、先ほど、札幌で1年間に1万人の子どもが生まれるということをお言及されていて、1人につき3回面談実施するので、R7は3万153ですけれども、その出生数が減っていくので、R11になると2万8,000という。おおむね今の段階では、1年間1万人という出生数を見込んでいるということなのかと理解しておりますが、それで大丈夫ですか。

○事務局（石川母子保健担当課長） そのとおりでございます。

○藤原会長 ということなので、3万153から始まって、徐々にちょっと出生数が減る、×3がまたその分減るという計算式になっているかと思います。というのが1点目の質問で。

2点目については、いじめのアンケートが、関係各所いろいろ行われていますけれども、それを一体どこで集約して学校現場で活用するのか、そのデータの扱い方とかも含めて教えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○事務局（末原児童生徒担当課長） 教育委員会児童生徒担当課長、末原でございます。ご質問ありがとうございます。

いじめのアンケートにつきましては、先ほども五十鈴委員の方からもご意見がありましたけれども、悩みやいじめに関するアンケートというものを本市としてはここ数年実施いたしまして、子どもたちの心の状況について把握しようと努力しているところでございます。

先ほどちょっとつけ加え忘れたのですけれども、ポチポチが心配されているというご意見もありましたけれども、私一つ言い忘れましたが、このアンケートを取っただけではなく、必ず一人一人と、その後全員と、声をかけておりますので、仮に間違ったり、押し間

違ったりした場合も、一人一人の先生との面接の中で把握できるのではないかなと思って
いるところです。さらにその中で、ちょっといじめが心配といった子については、もう一
度、二度目の個別の面談をしまして、その悩みを聞き取って、何とか教育委員会として
は、学校と協力しながら、いじめの未然防止、小さいうちに芽を摘めるように努力してい
るところでございます。

そのような施策につきましては、大変アンケートが有効と考えておりまして、この悩み
やいじめに関するアンケートの方は、年度内には分析をいたしまして、春頃には例年、公
表を一定程度しているところでございます。そして、さらに、先ほど言いました文部科学
省の問題行動等調査も併せまして、この二つを大きく教育委員会の方では分析をしている
ところです。

この中では、最近特に顕著で問題だなと感じているところにつきましては、誰にもやっ
ぱりこのいじめや悩みを相談しないと。相談しても解決しないかもしれないし、分かって
もらえないんじゃないかなと潜在的にそのようなことを感じている子どもたちがいるとい
うことを、非常に私たちも今は課題と考えておりまして、何とか相談しやすい体制という
ことで、家庭でも外でも、LINE相談が最近非常に増えておりますので、子ども未来局
とも相談しながら、また、国の施策等を使いながら、子どもたちがとにかく相談できるよ
うな体制の方に今は全力を尽くしているところでございます。

分析についてはこのようなことで、広く他の局の連携できるものについては積極的に活
用できるように、今のところはデータ活用を行うようにして考えているところございま
す。

以上でございます。

○藤原会長 馬場委員いかがでしょうか。

○馬場委員 ありがとうございます。いじめの調査を何点かやっております。その中
で、学校にいろいろなアンケートが残っております。今、ご説明あったところからする
と、学校に保存されていないアンケートがどうもありそうな感じがするのですね。という
ことになると、こういう、先ほど申し上げなかったけれども、施設だとか分からないけれ
ども、調査の過程で、市の方では、学校に残っているアンケート以外にいろいろなアン
ケートをなされているという状況で、情報提供をお願いするということが可能であれば、
そんなようなツールを使って、いじめの実態について、さらに調査をする必要の資料にな
るのかなと今お聞きしていたものですから、これ今でなくて結構でございますが、将来的
に、そんなようないろいろな要望があったときには、前向きにご検討していただきたいな
と思っております。

いろいろな角度から調査されるとすごく大事なことで、いじめの背景に何があったのか
ということを調査する過程ではすごく判断が大事なところでございますので、そこはぜひ
お願いしたいなと思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

金委員どうぞ。

○金委員 金です。

馬場委員のお話にちょっと加えるものあって、まず、最初のニーズの算出方法についてなのですが、こちらの方は、確かに出生率が減るということで、年々ニーズ量が減るということはもちろんなのですが、そこにはもう一つの大きな理由があると思うのですね。それは、やっぱり出産できる妊婦さんの数が減っているというところがちょっとあるかなと思うので、そちらの部分というものも視野に入れるというところが必要かなと思いました。

それと2点目の方では、アンケートの統計、処理ということについてなのですが、基本的にいじめがあったかどうかという単純な統計では、それでいじめがあるかどうかということは把握できると思うのですが、実際、それはある程度いじめを特定するためのものだということがあるのですね。アンケート調査では特定するためのアンケートであって、実際どんな内容なのかということを、質的にそれを調べていないと、単純統計ではいじめの事態がうまく把握できないということなので、単純な動的なデータではなくて、いじめに遭った経験がある子どもに対しては、ちゃんと面談を通して、その詳細というものが分かった上でのいじめの判断というものが必要かなとは思っています。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいまのご意見を含めて、コメントありますでしょうか。

○事務局（末原児童生徒担当課長） ご意見、本日はありがとうございます。施策に生かしてまいりたいと思います。

○藤原会長 ちょっと私も感想みたいなことになって申し訳ないのですが、「アンケート」という言葉を使うと、量的に傾向とかを知れるデータという意味合いがどうしてもつくのですが、今、市で行っていたり学校単位で行っているアンケートというよりも、全児童生徒を対象にした聞き取りみたいなことで、聞き取りをして、それでもし何か不安なことがあるというのは子どもが感じるわけではなくて、そのアンケートを見る人が感じたら、さっきの話だと、全部個別に相談をしたりとか声かけをしているというもので、データとして取っているというのが、どうしてもアンケートという言葉がついて回るのですが、やっていることは、だからそうではなくて、一人一人の子どもに対して、今、自分自身に起こっている心と体の変化みたいなことを定時観測するというか、その変化をちゃんと学校では追っていきますよという。でも、そこにアンケートと言ってしまうと、一体それはどこでどんなふうに分けられて、解析されて、反映されるのかと何となくイメージを持ってしまっているのですが、多分二つあると思うのですね。データで傾向と対策するのと、一人一人の子どもが今起きていることを、もしそれが誰にも相談できないということであれば、それも含めてちゃんとアセスメントしていくというためのツールとして今やっているというのが、文科省もやっているし、学校単位でもやっているし、札幌市でも

やっているということは、馬場委員がおっしゃるとおり、それをどこかでちゃんと横のつながりをつけないといけないというご指摘もあったと思いますので、この言葉をアンケートとするかどうか、ちょっと検討してもいいのかなと思いましたけれども、今やっていることに対しては、多分、ここで一人一人が、こういうことを札幌ではやっているのだということについては、やや理解できたのではないかなと思います。ありがとうございます。

今、大体資料4と、それから1の方では、2の2ページのところに集中的に質問、意見をいただいておりますが、よろしければ、それ以外のところも含めて、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

永浦委員ですか、お願いします。

○永浦委員 失礼いたします。今のいじめの話で、相談できない、話を聞いても変わらないのではないかなと思っている割合というのがすごく、対応しなければいけないなおっしゃっていたのは私もそうだなと思いました。

資料1の4ページになるのかな、子ども・若者を取り巻く現状、項目5の追加内容のところの計画案の49、50というところ、青になっているところに、そこも記載していただいているなと思って、多くの子ども・若者が悩みや困り事を相談している一方、相談しようと思わない、または相談者がいない子ども・若者が一定数いる。資料の3の24ページの数値を見てみると、相談しようと思わない理由の中で、45以上を占めているのが、状況が変わらない、理解してもらえないと思うとなっているので、これって、最後にこの追加内容のところでは、「多様な悩みを安心して相談できる体制づくりが求められています」と記載があるのですけれども、もう少しこの体制づくりって、具体的に相談する場所を例えば増やすとか、人を拡充するのか、それとも相談しやすい環境をつくるのか、この数値に合わせてどんなところを言っているのかというのが明確になるといいのかなと思うのですけれども、今お考えの点で結構ですので、そのあたりの思いとか考えを聞かせていただきたく存じます。

○藤原会長 ありがとうございます。

資料1の4ページ目のところの、市役所内での検討に基づく変更項目が追加されているわけですが、そのポチ三つ目のところの、結論として「多様な悩みを安心して相談できる体制づくりが求められています」で、どういうことを具体的に考えていますかということについて、コメントいただけますでしょうか。

○事務局（石堂子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の石堂です。ご質問ありがとうございます。

今、ご質問のありました相談窓口の一つとしまして、札幌市の子どもアシストセンターがございします。こちらで、現在、SNSの特にLINEなのですけれども、小学生、中学生では、LINEでの相談がかなり増えておりまして、そういったいつでも気軽に、そこに例えば親御さんですとか先生にも相談できないような悩みも簡単に、慣れ親しんだLI

NEで相談できるような体制を取っております。あわせて、顔が見えないとどんな人が相談に乗ってくれるのか分からないというところに関しましては、相談を受けている相談員が自ら、児童会館ですとかそういったところに出向いて、私たちが相談に乗っているんだよということが分かるように、顔がつながるような形でPRをして、いつでも安心して相談をしてくださいといった紙の人形劇のペープサートを使った出前講座等を行っております。

今後は、引き続き、顔が見えるといえますか、お子さんにとっても相談しやすいような、そして、相談したら必ず聞いてくれるということが分かるような体制を取っていきたいと考えております。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

○永浦委員 ありがとうございます。直接若者、子どもに、相談することと窓口があるよという広報的な活動というのは非常に重要だなと感じました。

相談しても状況が変わらない、理解してもらえないって、24ページに書いていて、その上の相談相手のところで、スクールカウンセラーとか子どもアシストセンターの相談窓口って、なかなか、あるけれども活用されていないというサービスギャップの状態になっているのかなと感じます。

「相談」というキーワードを使うと、自分の悩みの原因とか、そういうものを出して解決してもらふものと子どもだと認識しているから、変わらないとか理解してもらえないってなるかもしれないのですが、例えば、状況は変わらないけれども、その人形劇とかでされていると思うのですけれども、話すことで気持ちがちょっと楽になって、明日から、もう最悪だと思ったけれども頑張ろうと思えたんだよとか、何も変わらなくても、そうなんだ、大変だねって言ってもらえるだけで気持ちが楽になるんだよとか。今、「SOSの出し方教育」とか「援助要請」というのって、子どもの心理の方でキーワードになっていて、学問の分野でもそれをどんどん実践してもらおうとなっているのですけれども、体制をきちんとできていると思うので、あとは中身を話さなくても拾えるんだよみたいな活動をそうやって続けていますよというのを、市民にも分かってもらうことって、さっきのいじめのことも、いじめの調査をしていますだけではなくて、「心と体の健康観察」の中で、例えば眠れないとか嫌なことを思い出すってチェックしていたら、当然学校の先生が見つけて、もしかして何かあった？って聞けるわけですね。なので、実態数だけではなくて、そういう気持ちの面のサポートだけでも札幌は十分に取り組んでいるんだよみたいなことをもっと、せっかくいいことをやっているのだったら、PRできたら、多くの人が安心して、札幌いいところだなと思えるのではないかなと思うので、どんどんやっていますよと言っていたらいいのかなと感じました。ありがとうございます。

○藤原会長 最後はご意見ということでよろしいですか。お願いということで。

北川委員どうぞ。

○北川委員 いじめに関してずっと出ているのですけれども、私、意見の中の1番に出したのですけれども、学校も学校の先生も家庭も一生懸命だと思うのですけれども、そこだけではなく、ちょっとほっとする居場所というのが子どもにあれば、いろいろなところで悩んでいることを話すというより、そこでサインが出たり、第三の居場所が必要なのではないかと思います。家庭でもない、学校でもない居場所としての児童育成支援拠点、安全な居場所、学習支援もするし、御飯も提供したり、そういうところが不登校の子どもとか、学校でも家庭でも相談できない子どもにとっては必要なのではないかとということで、これ私が言っているというか、国全体でやっぱりこういうことを取り組んでいるので、ぜひ、このいじめにも関連して、この児童育成支援拠点のことを進めていっていただきたいと思います。

もう1点いいですか。何回も言うのはあれなので、すみません。資料3の未来プランのコラムのこと、ちょっと細かいことで申し訳ないのですけれども、札幌市自体は本当に子どもの最善の利益のための権利条例をつくって、先進的な取組をしていて、「全ての子どもは、未来と世界に羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在」と、本当にうれしいことを出してくださっています。国としても、こども家庭庁もできて、次のコラム②なのですけれども、こども大綱もできて、本当にがらっと子どもに関する考え方というか、見方が子どもを権利の主体として見るとか、子どもの意見を聞くとか、そういうふうに大きく日本が変わってきたなと思っていて、非常に基本法と大綱は大事な役割を果たしてくれていると思います。

すみません。細かくて悪いのですけれども、コラムの②の5ページの四角の2番目で、ライフステージを通じて重要なことをまとめてくれているのですけれども、国としては七つ出しているのですが、この中に、障がい児の支援と、医療的ケアの支援と、社会的養護の子どものこととヤングケアラーのことが記載されていなかったもので、やっぱり誰一人取り残されないということで、これはこども大綱のまとめなので、今回のこの未来プランには直接関係はないのですけれども、その部分をやはり重要なこととして、この二つを、記載を、この1ページに入るとしますので、入れていただくと嬉しいです。ちょっとそこ、私も国で障がい児のこととか社会的養護のこと、この大綱をつくるときに関わったので、あら、ないなと思ってしまいましたので、すみません、記載を加筆していただくと嬉しいです。こども大綱は非常に国の大事なことだし、札幌市にも影響すると思いますので、よろしくお願いします。

○藤原会長 ありがとうございます。

北川委員からの1点目は、事前に意見を出していただいているもので、児童育成支援拠点事業の在り方で、いじめだけとか不登校だけとか、そういうことだけではなくて、もうちょっと子どもが学校でも家庭でもない居場所をこの事業の中で展開するような方向性はないのかというようなご意見と、国のそもそものこの施策の考え方もそういうところにある、子ども食堂で御飯を出すとかそういうことだけではなくて、もっとそこに子どもが居

心地よくいられるような場所の中で、もしかするといじめのこととかを吐露するとか、何か悩みを相談するとかというような、そういう空間的なことをご要望されているというのが1点目です。これについては何か、今の時点でコメントはありますか。

○事務局（笹谷地域連携課長） 児童相談所地域連携課の笹谷です。ご意見ありがとうございました。

今の時点では確定的なことは申し上げられないのですが、北川委員の方からお聞きした本日の意見ですとか、国の考え方、また、本市の既存事業との施設等も踏まえましての今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、二つ目の方の、もともとの方の資料、計画案、3のところ、コラムの②、ページ数でいうと5ページのところのライフステージに応じたというところで、障がい児と医療的ケア児と社会的養護の子どものことが言及されていないということに関しては。

○事務局（二渡子ども企画課長） こちらにつきましても、北川委員からいただいたご意見踏まえまして、修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○藤原会長 その点は、ではよろしくお願いします。

ほかにご意見。

大場委員どうぞ。

○大場委員 今までもお話が出たのですが、総括的なところで、相談支援の充実というようなお話をそれぞれ承りました。相談支援の関係の総括的なことで、人としての支援というのは、先ほど民生委員・児童委員のお話もございましたけれども、こういう支援、人の部分ではこうだ、あるいは場所の部分ではこうだ、それから出前というようなお話がありましたけれども、札幌市として、相談支援についてこういう人という人材、これはピアカウンセリングみたいなことも全部含めてということになると思いますし、あと場ということでは、それに特化したということよりは、こういうところがいろいろと相談できますよ、それは例えば子ども食堂であったりとか、そういうようなことがあると思うのです。深刻な問題を抱えている人ほど相談に向けないというか、エネルギーもない。そういう状況では、こういう人がある、こういう場所がある、こういう方法があるということを経験的に見えるようなこと。それぞれの事業だとそこにたどり着かないと見えないわけですね。全体の総括的な中で、札幌としてはこういう人、こういう場所、こういうような方法を考えて相談支援が行き届くようにしていますよということを総括的な部分で触れていただくといいのかなと思います。それぞれいい取組をたくさんされていると思います。そこにたどり着くのが本当に深刻な方ほど難しいような気がしているので、入り口のところで、そこにタッチしやすいような表明、パブリックコメントでもそうだと思うのですが、札幌市としてはこういうような人材とか場所とか、こういうような方法を考えていますよというようなことが最初に触れられると、より届きやすいのかなと思いました。

○藤原会長 ありがとうございます。いわゆるワンストップ的な、たらい回しされない支援の在り方についての言及だと思うのですが、事務局の方からコメントありましたらお願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長） ご意見いただきましてありがとうございます。

相談支援の充実というご意見でございまして、こちらの子ども・若者支援施策に関しましては、本日、札幌市から出席しております子ども未来局、それから教育委員会、それから保健福祉局ですね、こういった部局でそれぞれ、それぞれ対象の相談支援、相談窓口というのを設けているところでございます。ただ、それが総括的にということで、そこからこぼれ落ちていらっしゃる方ももしかしたらいらっしゃるのではないかとご指摘かと思っておりますけれども、そういった総括的な相談支援の在り方といいますか、そういったところにつきましても、いただいたご意見踏まえまして、こちらのプランの方にもできるだけ反映させていただきたいと考えてございます。ありがとうございました。

○藤原会長 大場委員よろしいですか。

五十鈴委員どうぞ。

○五十鈴委員 短くお話しいたします。

私、民生児童委員の中の主任児童委員を二十数年やらせていただいているのですが、0歳から18歳を主に、お子さんと家庭の見守りですとか相談に乗って今までやってきております。

札幌市に主任児童委員、各区にいっぱいおります。先ほどお話しされていた、1年間通して、せめて顔を合わせてお話しできる、問題があってもなくても訪問できる体制というのは、もしかしたら私たち主任児童委員もお手伝いできるかなと思っておりますので、もしよければご利用ください。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、川内委員どうぞ。

○川内委員 川内です。

今、五十鈴委員もおっしゃられたことに関連するのですが、子どもを取り巻くサポートというものを、行政を見本にして、地域の資源として民間の方も含めてやられていると思うのです。

ちょっと思うところがあるのですが、高齢者の包括支援というのはかなり前から行われていて、民生委員を含めて、民生委員なり、あと保健師さんなり行政各部署との連携がすごく円滑にあって、とにかく困り事があったら民生委員が拾って、それからすぐに行政につなぐという、結構距離の近い体制というものができていて、皆さん困り事がある中で、割といろいろな仕分けというか、対応の方法というのが確立されてきていると思います。ただ、子どものこと、親子のことというのは、まだちょっと検討しているようなイメージがありまして、地域で子育て支援サロン、皆さん尽力されていて、私も今、ホーム

スタートのメンバーとして訪問している中でも、地区の、今、西区と手稲区しかまだ広がっていない状況なのですね。また、子育てサロンに来られるお母さんたちとは違って、おうちに来てもらっていろいろなニーズを共にサポートしていくという中で見えてくるものとしても、やはり現場の困り感を直接行政の方に上げて、その近い距離でまたそれに対応していただくという、高齢者の包括ほどまだ連携というか、スムーズさに欠けている部分が、今これを構築している最中なのかなと思います。

保健師さんに直接、こういう親子がいて、こういう場合はどうしたらいいかという相談をしたりもしたときに、保健師さんの方も現場の声を知りたいというお声をいただいています。私も児童福祉委員さんというのは、先ほど言われたように、もっと身近で、怪しまれるというか、児童福祉委員ですというときに、身近に相談しやすい相手として活用、活用という言い方はちょっと失礼かもしれませんが、そういう連携という意味では、直接声を上げるというメンバーの一つとして、本当に自主性を持って、直接声を上げて、それを共有していくという動きを考えていく。また、ホームスタートもそうですけれども。実績がないと予算もなく、広げていけないというのもあるのは分かるのですけれども、「こどもまんなか社会」を実現していくためには、やはりそこにきっちり予算を押さえて、本当にそこから救っていくようなポピュレーションアプローチのようなことをしていかなければ、産後のうつであったり、虐待であったり、健康であったり、そういうものというのはなかなか、点で出ていく。いろいろな事業はあるのですけれども、それをうまくみんなで活用していくという共有というところにまでいかない気がするので、全体を通した、本当に言葉のとおり包括的に取り組めるような、もうちょっと、うまく言えないのですけれども、高齢者の包括のような、そういうシステムを見習ってというか、もうちょっと子育てサポーターの方たちと共有して広くやっていければいいかなと思います。

○藤原会長 どうもありがとうございます。子どもの支援をもっと包括的に、高齢者では地域包括支援センターとかという存在が大分機能しているのですが、児童の方のそういう点であるサービスとか制度とかをどうやってつなぐのかというようなことに対して、もし現時点で何か市の方からコメントがありましたらお願いしたいと思います。

○事務局（佐藤子育て支援推進担当課長） ご意見ありがとうございます。子育て支援推進担当課長、佐藤でございます。

今、川内委員からご意見いただきました、地域資源を活用したホームスタート事業ですとか、あと、先ほど五十鈴委員がおっしゃっていました主任児童委員さんとか、地域の中にはたくさんの子育て家庭、子どもを見守る方たちがいらっしゃって、地域支援がたくさんあるということは承知をしております。また、行政でも、保育士、保健師、様々な立場で子ども・子育てに関わっている職員もおります。ただ、ご意見のとおり、そこがまだ点なのではないかというところに関しまして、引き続き、どのように連携できるのかというような、ホームスタート事業の拡充に向けてもどのようなことができるのか模索をしながら、包括的な支援ができるように仕組みを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

川内委員よろしいですか。

○川内委員 一つだけすみません。長くなってしまってすみませんが、みんなでということだと、病院から地域にお母さんたち産後流れていく中で、一つ取組として、例えば産後うつとか、そういうのを防止していくという中で、エジンバラ、スクリーニングというものがありますが、そういうのもやっぱり頻回に会っていくと、点数がやっぱり上がらずに、産後うつを予防できるというような研究もあるとお聞きしていますし、そういう意味では、妊婦の訪問というのはとても意味あることだと思うのですが、病院、助産師さん、看護師さんの見ている問題と、地域にいて保健師さんが見ている問題というのはちょっとずれる場合があるというのは、現場感覚としてもありますし、昔、私も関わったことがあるのですが、そのとき思っていた問題点と最近の問題点はあまり変わっていないとお話を聞いていて思いました。なので、医療と保健の連携というところも併せて、もうちょっとすり合わせていくことが必要かなと思います。よろしくお願いします。

○藤原会長 ご意見ありがとうございます。本当に緊急性があると、要支援カードというようなものですぐ動き出せるような制度もあると思うのですが、そこまで深刻ではないけれども、明らかに地域で、その家庭が育児をしていくにはサポートが必要だといった場合は、なかなかどの制度やサービスにも乗りにくいということは、やっぱり大都会札幌といいますか、隣の人との顔が見えにくい札幌の中でやっぱり起きていると思いますので、「こどもまんなか社会」ということをつくり上げる上で、今のような包括的な支援ということをぜひ、皆さんでも検討していきたいと思っています。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。オンライン参加の方も含めて、ご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

○事務局（宮本児童相談所長） 児童相談所長の宮本でございます。実際の実例を少しご紹介したいなと思って、お話をさせていただければと思って今挙手をさせていただきました。

先ほど来、いじめの部分で、タブレットを利用して、困り事に関して早期発見するというような取組を今年度から、教育委員会の方で、学校で始めているということなのですが、実際につい最近あったケースとしまして、いじめではないのですが、このタブレット、アプリを通じて、体の不調について回答したお子さんについて、学校の先生が丁寧な面談をした中で、過去数年来、家庭で虐待を受けているということが分かりました。この件については、いじめということだけではなく、やはり子どもが抱えている困り事、今まで誰にも相談できなかったことについて発見する一つの端緒になるなということが実感として感じたケースになります。

お子さんは一時保護まで至ったケースなのですが、やはり自分は未成年でよかったというようなことをその後、子ども自身が話をしていて、なぜかという、思い切って

声を上げたら、こういうふうに助けてもらうことができたというようなことも言葉にされていました。なので、相談しても状況が変わらないと思うと今はまだ答えている子ども・若者が多いのかもしれませんが、こういった事例を教育委員会などを通じて、各学校の現場にも伝えていただく中で、より広く子どもたちにも、これが端緒になって、あなたの今の困り事は解決、少しでもよくなっていく方向に向かうかもしれないよというようなことをメッセージとして伝えていけたらいいのかなと思っております。

少し情報提供ということで、以上でございます。

○藤原会長 貴重な情報を共有させていただきましてありがとうございます。

あとは委員の皆様からいかがでしょうか。

それでは、大変申し訳ないのですが、私の方から1点だけ、これは今日結論が出なくても構わないと思っているのですが、今回の改正された内容のところの要所要所にコラムという、さっきも出ましたけれども、コラム①とかコラム②とかというふうにページが、左からの本体の方に書かれているのですけれども、私ちょっと個人的に、「コラム」という言葉が適当なのかどうかというところがありまして、コラムってやっぱり囲み記事というような意味合いなので、雑誌とか新聞とか、論文とかでも、ちょっとコラムという本筋があって、ちょっとここで別な話題だけれども深めましょうみたいな、そういう位置づけかなと思って見ていたのですが、今回のこのコラムは、物すごく大事なことが、権利条列とか、さっきご指摘あったところを含めてコラムになっているので、コラムという見出しが適当かどうかというのを、やや私ちょっと個人的には疑問に思っておりまして、それがいいということもあるかもしれないですね。例えば、「子どもが考える未来のさっぽろ」、さっぽろティーンズ委員会の紹介とかだったらコラムでもいいのかなと思うのですが、ちょっとたくさんあるコラムが、本当にコラムの中に落とし込まれているのかがいいのかということ、できればご検討いただければというのが、すみません、私の方から一つ意見として出させていただきたいと思います。

それ以外のところも含めて、皆様の方からさらなるご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

本当に様々な角度から長時間いろいろな意見をいただきまして、ありがとうございます。これらのことにつきましては、必要に応じて、事務局で計画案の修正を検討していただきたいと思います。

また、先ほど事務局の今後のスケジュール説明がありましたとおり、今後は市役所内での調整や議会の説明など行っていくということですので、本日いただいた意見についての修正事項などの確認は、恐れ入りますが、この委員会の会長、副会長で一任をさせていただければありがたいと思います。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように対応させていただき、改めて、3月頃と予定していますけれども、パブリックコメントなどを経て、事務局から報告を受けるという時期を待ちたいと思います。

3. 報 告

○藤原会長 では、ここからは、各部会の決議状況についての報告となります。

条例第9条第6項の規定に基づき、各部会で決議を行うこととした審議事項について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長） それでは、各部会の決議状況について報告させていただきます。資料につきましては、資料の5から資料の8にかけてになります。

まず、資料の5、認可・確認部会の決議状況でございます。

令和6年度第2回の部会を10月9日に開催し、「利用定員の設定について」などについてご審議をいただき、教育・保育施設等の利用定員の設定、認定こども園（幼稚園からの移行）の認定などについて決議をいただいております。

続いて、資料の6、放課後児童健全育成事業部会の決議状況でございます。

令和6年度第1回の部会を10月8日に開催いたしまして、令和5年度放課後児童健全育成事業の報告及び令和6年度の予定についてご説明し、ご意見をいただいております。

続いて、資料の7、児童福祉部会の決議状況でございます。

令和6年度第2回の部会を10月8日に開催いたしまして、母子生活支援施設整備計画の承認及び里親の認定についてご説明をし、承認いただいております。なお、里親の認定につきましては、個人情報を含むため非公開とさせていただきます。

最後に資料の8、若者支援施設在り方検討部会の決議状況でございます。

令和6年度第2回の部会を10月2日に開催し、若者支援施設の現地視察を行っております。

各部会の決議状況等につきましては、以上でございます。

○藤原会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

資料の5から8、各部会のご説明についてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、今日の会議全体を通して、何かご質問等あればお願いいたします。

○箭原委員 札幌市さんでいろいろな施策から全てやっていただいていると思います。そこにすぐに相談に行って、相談していないから引っかからないという人もあるのですけれども、相談に行って、その施策で全部対応できる人はいいですよね。すくい上げられるし、何とかできる。全くグレーよりもっと、ちょっと困ったなという人たちは、近くの相談とか、そういうものも民間でもいっぱいできていますよね。そこでいいのですけれども、その間、本当は施策に乗らなければいけないのだけれども、ちょっとそこまでいかないというか、グレーがちょっときついグレー、その人たちって、結構はざますくい上げられないところがあるのですね。だから、普通にご相談できる人たちは、ちょっと大変なんだよと言って、そうねそうねで気持ちが楽になる。そのぐらいで終わるのですけれど

も、そこではなくて、本当はすくってもらわなければいけない人たちなのですからけれども、まだまだグレーで、施策にまで引っかからないという間の人たちをすくい上げて、施策の方に持っていくような人たちというか、そういうところを、全部札幌市でやれというのは難しいので、それこそ委託業務とか、そういうので外に出していくというところの人たちをすくっていかないと、すくい上げられない人たちというのが増えていくような気がするのです。特に今の時代、すごく濃いグレーの人たちがいっぱいいるのではないかと思いますので、その辺に対しての手を差し伸べるのに、やっぱり行政である程度お金を出していただいて、子ども施策って、手塩にかけられるぐらい本当にお金も人も必要だと思うのです。そこに対して全てを札幌市さんがやるというのは難しいし、民間団体だけでやるというのも難しいですね。そこにある程度専門性のある人たちで、少し助成をいただいて、すくい上げていくというところをつくってもらえるような、政令都市として頑張ってもらいたいと思うのが希望です。

○藤原会長 ありがとうございます。これは本当に総括的なコメントをいただいたと思いますが、何かありましたらお願いします。

○事務局（二渡子ども企画課長） ご意見いただきましてありがとうございます。

今回の計画の中でも、もちろん行政だけでなく、関係機関、それから関係団体、そういった社会全体で子ども・若者を支えていくといった視点は大切にしていきたいと考えてございますので、いただいたご意見、そういった視点、非常に重要な点だと考えてございますので、いただいたご意見を参考に、これから検討案につきまして、さらに進めていきたいと考えてございます。ありがとうございます。

○藤原会長 貴重なご意見ありがとうございました。

ほか、皆様いかがでしょうか。

馬場委員をお願いします。

○馬場委員 今日配付していただいている意見集約資料の中で、里親のことにに関して、北川委員の方から質問がされていて、私も8のところで里親のことについて質問させていただいているのですけれども。北川委員の方から、支援センターは市内に最低3か所は必要なのではないでしょうか、具体的な提案があるのですけれども、回答の方は、検討を進めているところなんですというのは、先行きが見えないのですけれども、この辺は何か方向性というのはある程度見えているのでしょうか。心配なのは私が8で書いておりますけれども、（3）で、里親の養育が困難の理由が結構いろいろなシビアな問題があると。そこで支援センターが必要だということだと思いますけれども、その辺については、具体的なスケジュール等々も含めてどんなふうに考えられておりますか。

○藤原会長 ありがとうございます。

では、ご回答お願いしていいですか。

○事務局（湯谷家庭支援課長） 児童相談所家庭支援課長の湯谷と申します。ご質問ありがとうございます。

まず、北川委員から質問、意見として挙げていただいた、3か所必要なのではないかと
いうところですが、そもそも、今、里親支援の関係でフォスタリング機関というものを市
内3か所に設けている状況なのですね。そのため、もしそのフォスタリング機関を里親支
援センターに移行するということであれば、最低でも今と同じ、現行の3か所以上の支援
体制とすることが必要なのではないかとというような趣旨のご質問と受け止めておりまし
て、ただ、今、実際に来年度の予算要求をして、どのような形で来年度以降の事業を展開
していくかということについて内部で検討を進めている状況ですので、今の段階でこうやってい
きますと具体的にお示しすることはできないのですけれども、馬場委員からのご質問等にも
ありましたように、まだまだ里親数が足りていないですし、里親委託もどんどん進めて
いかなければいけないというような状況は札幌市としても十分認識しておりますので、そ
れを踏まえた上で、しっかりと取組を進めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○藤原会長 馬場委員よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事については終了させていただきたいと思いま
す。長時間ご協力どうもありがとうございました。

それでは、事務局の方にマイクをお戻しします。

4. 閉 会

○事務局（二渡子ども企画課長） 藤原会長ありがとうございました。

委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

本日の会議の議事等の内容につきまして、改めてご意見、ご質問等ございましたら、後
ほどメール等で結構でございますので、事務局へお寄せいただければと思います。

また、次回の会議につきましては、先ほど触れましたとおり、第5次さっぽろ子ども未
来プランに関するパブリックコメント等の実施結果についてご報告をさせていただく予定
でございます。

日程につきましては、来年、令和7年3月の開催を予定してございますが、別途、事務
局より日程調整のご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたし
ます。

それでは、本日の子ども・子育て会議、以上をもって終了いたします。本日は、誠にあ
りありがとうございました。